

実施事業所 事業主 様
ご担当者 様

外食産業ジェフ企業年金基金

基金からのお知らせ

1	令和 4 年 10 月からの短時間労働者に対する「健康保険・厚生年金保険の適用拡大」に伴う当基金への資格取得届のご提出のお願い。
---	--

令和 4 年 10 月から国の法律改正により、パート・アルバイト等の短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の被保険者の適用がさらに拡大されました。

【改正概要】

	平成 28 年 10 月～令和 4 年 9 月末日 (改正前)	令和 4 年 10 月～ (現行)
特定適用事業所	被保険者の総数が常時 <u>500 人超</u>	被保険者の総数が常時 <u>100 人超</u>
短時間労働者	1 週の所定労働時間が 20 時間以上	変更なし
	月額 88,000 円以上	変更なし
	継続して <u>1 年以上</u> 使用される見込み	継続して <u>2 カ月を超えて</u> 使用される見込み
	学生でないこと	変更なし

令和 6 年 10 月には、特定適用事業所の要件が「被保険者の総数が常時 100 人超」から「被保険者の総数が常時 50 人超」に改正されることが予定されております。

当基金規約上、実施事業所（当基金加入事業所）の「厚生年金保険の被保険者」は当基金の「加入者」となることから、国の厚生年金保険手続きと同様に、この法律改正により新たに被保険者となった方の資格取得届を当基金へご提出をお願いいたします。

裏面あり

2

(厚生年金保険) 標準報酬月額の特例改定の終了により、当基金の基準給与特例改定(随時月額変更)も終了いたします。

当基金の基準給与は毎年9月1日時点の標準報酬月額とし、年1回の届出(算定基礎届と同時期)により定時決定しておりましたが、厚生年金保険における標準報酬月額の特例改定の特例措置に合わせて、当基金においても同様に基準給与の特例改定(随時月額変更)の対応を行ってまいりました。

このたび、厚生年金保険での標準報酬月額の特例改定は、令和4年12月を急減月とする特例改定の申請をもって終了となることから、当基金においても同様に終了となります。

(令和5年1月特例改定まで受付)

また、現在、特例改定を受けている加入者の方につきまして、令和5年基準給与決定までに休業が回復した場合[※]の基準給与変更は、国の厚生年金保険と同様に速やかに当基金へ届出いただきますようお願い申し上げます。

※休業が回復した月に受けた報酬の総額を基にした標準報酬月額が、従前の標準報酬月額と比較して2等級以上上がった場合に初めて該当したとき

健康保険・厚生年金保険の適用拡大および標準報酬月額の特例改定の詳細については、日本年金機構のホームページをご参照いただきますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、当基金へお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

外食産業ジェフ企業年金基金 TEL: 03-5403-1061
〒105-0013 東京都港区浜松町1-29-6 浜松町セントラルビル9階